平成２４年（フ）第２１８号
岡山県倉敷市西阿知町新田229番地10
債務者　田井　幸寛
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
岡山県倉敷市西阿知町新田229番地10
債務者　田井　和美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
岡山県倉敷市連島町連島2831番地30
債務者　松村　和浩
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４８２号
埼玉県越谷市谷中町１丁目６番地１　ロイヤル富士Ａ棟106号
債務者　川崎　慎也
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４８３号
埼玉県越谷市谷中町１丁目６番地１　ロイヤル富士Ａ棟106号
債務者　川崎　友里
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４８６号
埼玉県吉川市大字吉川323番地　レオパレスレスポワール105、旧住所埼玉県久喜市吉羽５丁目11番地18
債務者　篠田　幸次
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
埼玉県吉川市吉川団地１番５号205
債務者　石橋　宏敏
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３２１号
埼玉県東松山市日吉町３番33号　スイング日吉Ｃ棟102
債務者　長内　賢三
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３２２号
埼玉県東松山市日吉町３番33号　スイング日吉Ｃ棟102
債務者　長内トヨ子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８６４号
千葉県市川市相之川２丁目１番５号　サンモール102号
債務者　大槻　雅也
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８９０号
千葉県八千代市八千代台南３丁目25番41号　パレステージ205号
債務者　足立　鷹幸
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８９１号
千葉県八千代市八千代台南３丁目25番41号　パレステージ205号
債務者　足立真理亜こと　李　　徳禧
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２２号
千葉市稲毛区小中台町675番地　セプティモ稲毛107号
債務者　井上美代子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２８号
千葉県香取市岩ケ崎台７番地21　第２グリーンハイツ６号
債務者　秋元　　治
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第２９号
千葉県香取市佐原イ687番地
債務者　藤﨑　千秋
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１６６０号
愛知県豊明市新田町西筋236番地　ルーデンスγ101号
債務者　寺野　　梢
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６６５号
名古屋市天白区池場２丁目1801番地　インベント104号
債務者　榊原　千光
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部